

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076 (432) 6219
 FAX 076 (432) 6532

平成 30 年 10 月 20 日 No. 135

高額介護合算療養費制度について

高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険の、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度で、

- ① 医療保険制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、
- ② 被保険者からの申請に基づき、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が、限度額を超えた場合に、支給対象となります。

平成 30 年 8 月からの制度の見直しにより、

- (1) 年収上限額の引き上げ、(2) 年収区分が細分化されました。

高額介護合算療養費制度の見直し

平成30年7月まで	平成30年8月～翌年7月	
	70歳以上 (※2)	70歳未満(※2)
(1) 上限の引き上げ	年収約1,160万円～ (標準報酬 83万円以上、課税所得690万円以上)	2,120,000 円
(2) 上限の細分化	年収約770万円～約1,160万円未満 (標準報酬 53～79万円以上など)	1,410,000 円
70歳以上 (※2)	年収約370万円～約770万円未満 (標準報酬 28～50万円以上など)	670,000 円
670,000 円	年収156万円～約370万円未満(※1) (標準報酬 28万円以下、課税所得145万円未満)	560,000 円
560,000 円 (据置)	市町村民税世帯非課税	310,000 円
310,000 円 (据置)	市町村民税世帯非課税 (年金収入80万円以下等)	190,000 円(※3)
190,000 円(※3) (所得が一定以下)		340,000 円

※1 収入の合計額 520 万円未満(1人世帯の場合は、383 万円未満)の場合

(旧、ただし書き、所得の合計額が、210 万円以下の場合も、含みます。)

※2 対象世帯に 70～74 歳と、70 歳未満が混在する場合の限度額を適用は、① 先ず 70 歳～74 歳の自己負担額に限度額を適用した後に、② 残る負担額と 70 歳未満の自己負担合算額を合わせた額に適用されます。

※3 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は、31 万円になります。

【詳細については、お住まいの市町村、協会けんぽ富山支部 (076-431-6155) 等にお問い合わせ下さい。】

社会福祉施設経営相談の利用状況

平成 30 年 8 月～平成 30 年 9 月

累計は 30 年度 9 月 30 日までの件数

区分	種別	8	9	累計	区分	種別	8	9	累計	区分	種別	8	9	累計	
相談項目	施設経営				利用施設	社会福祉協議会				相談の手段	文書	3	1	4	
	施設利用者処遇	1		1		児童福祉施設					電話				
	職員待遇					老人福祉施設		1	1		来所				
	会計・税務	2	1	3		障がい者施設	3		3		訪問				
	安全・衛生					その他					集団(カールーフ)				
	その他					その他					その他				
	合計	3	1	4		合計	3	1	4		合計	3	1	4	

「金融商品の時価会計」の適用について

Q

「金融商品の時価会計」とはどのような場合に適用されますか。また、仕訳例も教えてください。

A

「金融商品の時価会計」とは、金融商品を期末の時価で再評価し、計算書類に計上する手法です。社会福祉法人においては、主として有価証券について問題になります。

特に、適用例が多く留意すべき方法として「満期保有目的の債券」に関する「償却原価法」の適用があります。

「償却原価法」とは、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、有価証券利息をその期間にわたって期間配分する方法です。

例えば、国債等の満期保有目的債券を額面より高く（あるいは安く）購入した場合は原則として償却原価法を適用する必要があります。

仕訳例を示すと次の通りです。

(例) 国債額面 1,000 を 950 で取得した (4月1日取得とする)
償還期限は 5 年であり、満期まで所有する意思である。

①購入時の仕訳

(B/S) 投資有価証券	950	(B/S) 現金預金	950
(C/F) <投資有価証券取得支出>	950		

②決算時の仕訳

償却原価法により額面金額と取得価額の差額を調整(アキュムレーションという)。
 $(1,000 - 950) \div 5 \text{年} = 10$

(B/S) 投資有価証券	10	(P/L) 受取利息配当金収益	10
--------------	----	-----------------	----

尚、利息配分については「利息法」が原則ですが、上記は実務上の観点からの簡便法である「定額法」を適用した仕訳です。

Q

年次有給休暇の取得要件が変更

労働基準法の改正で、平成 31 年 4 月から、年次有給休暇の取得要件が、変更されることになったそうですが、要件についてはどのようになりますか。

A

労働基準法が一部改正になったことで、平成 31 年 4 月から、使用者は年次有給休暇が、10 日以上付与される全ての労働者に対しては、労使協定を結べば、年次有給休暇の付与日数から 5 日を除いた残りの日数を計画的付与の対象に出来ることとなります。

使用者は、① 労働者の、取得時季の希望を聴取して、② 希望を踏まえ時季を指定することで、③ 有給休暇の取得日が決まります。

《年次有給休暇の計画的付与》

年次有給休暇の付与日数から、5 日間を除いた残りの日数が、計画的付与が可能です。

(例1) 付与日数が、10日間の例

← 計画的付与 →	労働者が指定
5日	5日

(例2) 付与日数が、20日間の例

←	計画的付与	→	労働者が指定
	15日		5日



- ・ 10月24日(水)～26日(金) 全国保育研究大会 神奈川県川崎市
- ・ 10月30日(火)～31日(水) 全国老人福祉施設研究会議(北海道会議) 北海道札幌市
- ・ 11月 3日(土)～ 6日(火) ねんりんピック富山2018 県総合運動公園等
- ・ 11月 5日(月) いきいきとやま・第31回健康と長寿の祭典 サンフォルテ2Fホール
- ・ 11月 7日(水)～ 8日(木) 第52回全国保育士会研究大会 大分県大分市
- ・ 11月14日(水) 介護職場の就職説明・面談会 サンフォルテ2Fホール
- ・ 11月20日(火)～21日(水) 第75回全国老人福祉施設大会北九州大会 福岡県北九州市
- ・ 11月22日(木) 第30回富山県保育研究大会 サンシップとやま
- ・ 11月29日(木)～30日(金) 東海北陸6県社会福祉法人経営者セミナー「富山大会」 ホテルグランテラス富山
- ・ 12月14日(金) 社会福祉法人経理事務研修 富山県市町村会館